

○機械警備業務管理者資格者証の書換え

(第 42 条第 3 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 3 年 3 月 26 日

審査基準

令和 3 年 3 月 26 日作成

| | |
|----------|--|
| 法令名 | 警備業法 |
| 根拠条項 | 第 42 条第 3 項において準用する第 22 条第 5 項 |
| 処分の概要 | 機械警備業務管理者資格者証の書換え |
| 原権者(委任先) | 岡山県公安委員会 |
| 法令の定め | 警備業法施行規則第 63 条、第 43 条第 1 項(機械警備業務管理者資格者証の書換への申請) |
| 審査基準 | |
| 標準処理期間 | 14 日 |
| 申請先 | 資格者証の交付を受けた警察署の生活安全課又は生活安全刑事課 |
| 問い合わせ先 | 生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室 |
| 決裁区分等 | 生活安全部生活安全企画課長 |